

明治外交に尽した御雇い外国人 スチーブンスのこと

刈田 徹

ここに、一片の次のような史料がかある。

機密

馨

明治十八年二月十三日

一、金八千円 親展ノ申請係リ特別機密金トシテ受入
此仕払

一、金 千 円 吉田外務大輔
一、同 千 円 雇外国人スチーブンス
一、同七百円 浅田公信局長
一、同六百円 斎藤書記官
一、同二百五拾円 栗野書記官
一、同 百 円 小村書記官

.....
.....

朝鮮事件終結引続條約改正ニ関シ機密上の使用その他同改正会議付格別の勉励ニ
対シ慰労トシテ下賜ス¹⁾。

この史料は、井上馨が外務卿当時に記したものとみられる。そして、該史料の内容に關し、筆者が特に注目するのは、近代日本の政治・外交史研究上、原史料の点で困難に逢着しがちな機密費の実態の一面を伝えていること、及び列

1) 浅田泰輔氏所蔵。なお、同氏は該史料中の浅田公信局長すなわち浅田徳則の四男である（参照、拙稿「浅田徳則明治七年使米日記」『独協法学』第13号、1979年9月）。また、吉田外務大輔とあるのは吉田清成のことであり、小村書記官とあるのは小村壽太郎のことである。

記されている外務省当局者中で異彩を放つお雇い外国人の米人スチーブンス (Durham White Stevens, 以下引用文以外の叙述の表記法もスチーブンスとしスチーヴンズとしない)のことである。本稿の課題とする後者の場合、特別機密金の支払い高からみて、何故、次官以上の権力を有した大輔と同じ程に評価されまた期待されたのであろうか。

外交関係のお雇い外国人に関する優れた研究書としては、今井庄次著『お雇い外国人(12、外交)』(一九七五年、鹿島出版会)がある。同書は、スチーブンスに関しても、米人デニソン (Henry W. Denison) 及び独人シーボルト (Alexander G. G. von Siebold)と共に、主に外務省記録に拠り勤務の実態を解明している。同書は、筆者の知る限り、スチーブンスに関する唯一の本格的研究書であるが、ここではその内容を若干補足する形で、公文録・書簡などの原史料や新聞記事にも依拠しつつ叙述してみたい。それは、また、彼の伝記的侧面や前掲史料の記された当時の情況、就中、朝鮮問題をめぐる思想や行動などを考察することになるであろう。

スチーブンスは、一八五三(嘉永六)年、米国の首府ワシントンに生まれた。一八七一(明治四)年にオバリン大学 (Oberlin College) を卒業の後、更に、ワシントンに在るコロンビア大学 (Columbian University) 及びハウード法律学校 (Howard Law School) で法学を修めた。そして、一八七三(明治六)年、弁護士の資格を得ると共に、グラント大統領により東京の米国公使館付書記官に任命されたのである²⁾。

南北戦争後の米国は、工業の発展が著しく、東アジア貿易に積極的となっていた。駐日米国公使ビンガム (John Bingham) は、列強に先駆け我国の国権回復の要望に同情を示していたが、スチーブンスの仕事ぶりを認め信任を厚くしたので、日本政府当局も彼に注目し始めたのである³⁾。この点、ハーヴィード大学で法学を修めスチーブンスと「交情最も親密なりし金子堅太郎⁴⁾」によ

2) The New York Times, 1908年3月24日号第2面。東京日日新聞、明治41年3月27日号。

3) The New York Times, 同前号。信夫清三郎編『日本外交史』1853—1972(I)、毎日新聞社、昭和49年、107頁。

4) 東京日日新聞、明治41年3月29日号。

明治外交に尽した御雇い外国人スチーブンスのこと

れば、彼は「其温厚玉の如き性質と上官に対して極めて柔順にして殊に職務上の秘密を厳守する点に於てピンハム氏の信任を博したり」という⁵⁾。

当時のスチーブンスの活動に関しては、例えば、大隈重信関係文書（国立国会図書館憲政資料室所管）中には、南北戦争末期のワシントンにおけるグラント・シャーマン両将軍の軍隊の歓迎会に関する日本外務省当局宛の彼の回答があり（一八七四年十二月十一日付），またクララ・ホイットニー（後に勝安芳の子息と結婚する）の日記には次の如く記されている。

（一八七六（明治九）年）十一月二十三日木曜 ピンガム夫人を訪ねた。夫人が前に、ご自分のすばらしいピアノを弾きにいらっしゃい、と言っておられたので、楽譜を巻いて持って行った。…（中略）…ピンガム氏が入って来られ、手を取ってテーブルに連れて行って下さった。秘書のスティーブンスさんに紹介してもらってから食事を始めた⁶⁾。（一八七六年）十一月二十八日火曜 新しい服を試着してみようと…母と横浜へ行った。…（中略）…ヘップバン家のお嫁さんとマクニール夫人と、公使館のスティーブンス氏に会った⁷⁾。（一八七七年）十一月三十日金曜（筆者註、第一回内国勧業博覧会の最終日、東京・上野）…伊藤（博文、参議）、大久保（利通、内務卿）その他の日本の高官たちの次に我が国の公使ジョン・A・ピンガム氏が、スティーブンズ書記官と通訳のタムソン氏を従えて乗りつけて来られた⁸⁾。

なお、スチーブンスは、ピンガム特命全権公使に代って、一八七八（明治十一）年十月から翌年四月頃まで、臨時代理公使をも勤めている（この点、前掲今井著八一頁に、デニロング公使の帰国中に代理公使を勤めたとあるけれども、これはピンガム公使の帰国中のこととみられる）⁹⁾。

彼は、一八八二（明治十五）年十月に至り、ワシントンの日本公使館付書記官として日本政府に雇われるために辞職し、その翌月より月俸米貨三百五十弗で勤務し始めた¹⁰⁾。なお、「スチーウエンス氏ヲ採用シテ、ランマン氏ヲ免スル一件¹¹⁾」は、結局、井上外務卿の意向で決定したものとみられる¹²⁾。この点、明

5) 金子堅太郎談話、同前紙所載。

6) クララ・ホイットニー著、一又民子訳『クララの明治日記（上）』講談社、昭和51年、138頁。

7) 同前書、140頁。

8) 同前書、215頁。

9) 参照、外務省編『日本外交年表並主要文書（下巻）』原書房、昭和41年、48頁。

治の元勲伊藤博文が信任した金子堅太郎によれば、スチーブンスは「米国名門の出にして同国上流社会に多くの知友を有するを以て偶々華盛頓の我公使館に顧問を招聘するの必要あるに際し伊藤公、井上侯等の推薦に依り書記官として雇入れられし¹³⁾」という。

当時、政府並びに井上外務卿ら外務省当局は、条約改正事業を達成するための準備として、多数の有能な外国人を招聘していた。すなわち、内閣、外務省及び司法省において、例えば、仏人ボアソナード (Gustave E. Boisonard de Fontarabie, 一八七三年司法省、のち内閣)、独人口エスレル (Herman Roesler, 一八七八年外務省、のち司法省)、英人ビードン (Robert J. Beadon, 一八七七年内務・大蔵・工部三省、のち外務省)、デニソン (一八八〇年外務省) らが聘用され、法典の編纂、条約文の起草などの事務に当っていたのである。スチーブンスの在米公使館への雇入れは、このような条約改正のための準備の一環とみられ、既に、在英公使館にはレーン (Stuart Lane)、在独公使館にはシーボルト、在仏公使館にはマーシャル (Friedrick Marshal) らが雇入れられている¹⁴⁾。そして、彼ら公使館雇外国人達は「当該国外務大臣以下有力官民関係者に屢々面会し条約改正に関する情報蒐集に當る外時々自ら本邦提案の説明をも試み又其意見を直接外務卿へも進言し条約改正事務の進捗上裨益するところ尠少でなかつた¹⁵⁾」という。

この点、スチーブンスの着任直後、井上外務卿は、伊藤博文宛に次のような書簡を送っている。

(明治十五年十一月□日) 惟り米政府は兼て「グラント」の持論にて英國の東洋政略の反対に出て、務めて東洋諸国に満足を与へ以て東洋に其政略を伸へんと欲するものに有

10) 今井庄次『お雇い外国人一外交一』81, 204頁。なお、同書81頁にデニロング公使の承認を得てスチーブンスが退職した旨述べられているが、これもピンガム公使の承認を得てのこととみられる。

11) 吉田清成(外務大輔)の井上馨(外務卿)宛書簡、明治15年8月1日付、国立国会図書館憲政資料室所管。読点は筆者。

12) 参照、同前書簡。

13) 金子堅太郎談話、東京日日新聞、明治41年3月29日号所載。

14) 外務省監修、日本学術振興会編纂『条約改正経過概要(条約改正関係日本外交文書別冊)』日本国際連合協会、昭和25年、180頁。

15) 同前。

明治外交に尽した御雇い外国人ステーブンスのこと

之、而して米公使の説には「シェフェルド」の言ふ所に拠れば、夫の朝鮮国王の書翰中に清国に進貢する事は言明し有れとも属国云々の言なし、故に米政府に於ては、朝鮮の条約を締結せは幾分か支那及日本の為めに利益を与ふる事ならんと思惟し之を批准すへしと。因て尚寺島及高島並スチーベン等へ電信を以て問合はし候処、別紙戊号の通り寺島より回答有之候。夫是事情思案候に米国は或は批准すべき哉に被存候¹⁶⁾。

その後、ステーブンスは、一八八四(明治十七)年二月に至り、本省勤務を命ぜられ、井上外務卿の秘書官になった。なお、彼の後任として、デニソン(万國公法副顧問)がワシントンへ派遣されている¹⁷⁾。

ところで、同年十二月四日、京城で金玉均ら親日派が日本軍の援助をうけてクーデタを起こした。これは、清仏戦争、とくに仏海軍の福州攻撃(同年八月)に乘じ、井上外務卿らが壬午事変で後退した勢力挽回のため採った積極的対鮮政策の結果である。この甲申の変で、まず竹添駐鮮公使は公使館護衛の日本軍をひきい王宮を占領し、反日派大臣六人が殺害された。この二日後、清軍も大挙して王宮に進入したから、同公使らは仁川へ避難したのである¹⁸⁾。これに因り、同月二二日、ステーブンスは、井上馨特派全権大使に従い一行六十余名と共に、朝鮮へ赴くことになった。そして、翌一八八五(明治十八)年一月七日から交渉が開始され、結局、国力の強い日本の主張の線で善後処理に関する条約の調印をみた。この所謂「漢城条約」の主要な内容は、朝鮮政府が国書により日本に謝意を表明し、死傷者に賠償金を支払い、日本軍人を殺害した犯人を处罚し、日本公使館を再建する、などである¹⁹⁾。

井上全権大使らは、一月十九日に帰国したが、當時、井上馨と伊藤博文との間に次掲の如き書簡が交わされている。

(井上より伊藤宛) 御開議之席に於て提出したる竹添公使のアクションに係りたる違法に無之と云点に付、尚ステーブンス之見込書熟読致候。極めて適例とは難申候得

16) 伊藤博文関係文書研究会『伊藤博文関係文書(一)』 執筆房、昭和48年、180頁。

17) 今井庄次「前掲書」82~83頁。

18) 申國柱『近代朝鮮外交史研究』有信堂、1966年、209~255頁。参照、明治文化研究会編『明治文化全集第6卷、外交篇』日本評論社、昭和31年、195~232頁 所収「朝鮮京城事変始末書」「井上特派全権大使復命書」「復命書附属書類」。

19) 申國柱「同前書」265~279頁。

共、ホルトガル内乱に付て引例は英とスペインとの間に争端は引起され共、兼て約条ありて、其政府を保護するも特別之場合に於てすへし、との約束より保護するも、急場に望みて一時其国王より〔保〕護を依頼した時も、即ち其保護たる所業公法に違法とならざるは、主意帰する処や同一ならんかと考察せり。左俟得は竹添公使の所業たる、得策又は我政府の便誼なる事柄なるや否は置て不問、公法上の違法者と不相成と云時は、我公使些少兵を以て国王之一身保護するの位置を清兵より攻撃したるに付、クレームするの権利を強むるやに被相考候。就ては別紙差出し候間尚御再読可被成候。草々拝白 一月二日夜

博文殿

馨²⁰⁾

この竹添公使の措置について、既に井上特派大使渡鮮前の十二月中旬当時、日本政府部内でも、「今回韓地騒擾の際、我公使の所置に就いては、既に外務卿に電報有之、頗る非難すべきもの渺からず、第一、当該官を経由するに非ずして直に国王の私囑に応じ兵を発する如きは、公法上の慣例に背き、且公使の職権上権限を超えたるものと言ふべし」という意見が代表的であった²¹⁾。けれども、対鮮謝罪を回避し同公使の行為を是認するという日本政府の基本方針通りに、漢城条約は締結されたのである²²⁾。

(伊藤より井上宛) 竹添の行為、公法に照準するも違法には非ずとのスチーブンスの意見書落手仕候。竹添の所為違法たると然らざるとは、我に於て大關係可有之候事にて、此論理果して確実なるや否を証明する為、尚一二類証を求め度ものと奉存候。明日はロエスレルに面会、充分の尽討議、其上同人の確説を承度事と奉存候。就ては御同席にて之を討議するを得ば、尚更幸と奉存候。井上毅も列席なれば最妙なり。愚考にては、公法上外交上に於て充分の理論を窮め置き、然後高島、樺山、野津、仁禮(筆者註、以上

20) 伊藤博文関係文書研究会編「前掲書」189頁。同書の該書簡の日付は、明治18年1月2日となっているが、本文次掲の両書簡の内容、就中、井上書簡中「先刻差出したる同人意見書…」とある点からみて、同年2月同日ではないかとも思われる。この点、同書は、タイプ印刷された『伊藤家文書第15巻』(国立国会図書館憲政資料室所管)中の井上馨書簡に依拠しており、原書簡は所在不明である。なお、井上馨全権大使は、同年1月2日当時、仁川に在りその翌日京城へ赴いている。参照、明治文化研究会編『明治文化全集第6巻、外交篇』、特に207~209頁所収「井上特派全権大使復命書」。

21) 申國柱「前掲書」262~263頁より再引用。

22) 同前書、264頁。

明治外交に尽した御雇い外国人スチーブンスのこと

四名軍部の要人)等へ向て、我より支那に談判するは此に外ならず、此事にして支那同意せざるも、尚宣戦の権なし、諸子は以て此公法に道理なきも戦を首唱するの理ありと為さば、其説を聞きたしと申試み、然る以上不得止に付政府の決定する所にて満足するとの一言を聞き、然後廟議を一決仕度ものと奉存候。西郷、大山、河村、黒田、松方の論ずる所も、今日は皆大同小異にして、其要点は平和に外ならず、縱令平和を以て希望の点となさざるも、支那に向て戦を挑むの理由に乏しき事を了知したる以上なれば、平和亦不得止と認定し、其帰旨を同一ならしめざるも、其結果は則大同小異の尖点に迄帰一せしめたり。故に前文の意御同案なれば、明日ロエスレルを外務省へ御招き被下候ても宣布候に付、専案御示可被下候為其匂々敬復

二月二日夜

博文

井上外務卿閣下²³⁾

これに対し、井上は直ちに次の如き返事を認めている。

拝読。於弟も竹添公使の所為違法と否とは、今般事件の論理強弱も自ら相生じ候は必然と愚考仕候。就てはスチーブンス事は於京城現情と並フート(駐韓国米国公使)其他傍観者の説も種々探知したる者故、ロエスレルの意見書を明朝相示し、且先刻差出したる同人意見書に付いても、尚極度迄クエッショング相試度に付、明朝九字相招き置候。其見込相伺候上に無之ては、御同席候ても、妙も少き様相考居候間、老臺事は明朝ロエスレルに向って質問被成、弟はスチーブンスに因て取調候上、篤と御相談の上、如命高島、樺山等へも西郷、大山、河村杯の諸卿と異口同音に其主意陳述の上、彼等の説を聞候様有之候はゞ可然奉存候。尤井上毅事は諸新聞紙此両三日は少々再び気込持継候様被察候に付、明朝取締りの手段を得る積りにて、警保局長と於外務省集会せしむるの都合に付、其見込相付次第御宅へ向差出し候様可申付候。先は御答迄匂々拝白。

二月二日

馨

春畣老臺下²⁴⁾

なお、これらの書簡が書かれてから十日余り後に、冒頭に掲げた特別機密金支払いに関する史料は記されている。また、これらの書簡中に登場するロエスレルは、当時、司法省で法典編纂に専念していたが、大日本帝国憲法の制定上、大きな影響を及ぼしていく。彼は、一八七八(明治十一)年末に来日し、外務

23) 春畣公追頌会『伊藤博文傳(中巻)』統正社、昭和18年、401~403頁。参照、「讀斯邊氏意見書」伊藤博文編『朝鮮交渉資料上巻』原書房、昭和45年、709~712頁

24) 春畣公追頌会「同前書」403~404頁。

獨協法學

省で「法律学上ノ顧問，万国公法及ビ国法上ノ顧問ニ答ヘ，殊ニ右ノ件ニ関シ総テ外務省ノ長官ヨリ示ス所ノ草案及ビ諸事務ヲナス」²⁵⁾ 内容の勤務をし，一八八一（明治十四）年七月以後大政官雇となり井上毅の憲法学の師となっていたのである²⁶⁾。

当時，我国は，海軍力や財政面が対清戦争に不充分なので，対清妥協方針をとっていた²⁷⁾。そして，伊藤博文が全権大使となり，甲申の変における清国兵の不法行為に關し指揮官の責任を糾断し善後処置を要求することになった。彼は，全権として，スチーブンスの意見書を修正しつつ基本的に用いていった。この点，該意見書を「丁寧反覆シ」「論評」する程研究した彼は，一八八五年四月三日，天津で李鴻章と交渉を開始した際に次の如く述べたが，同趣旨の主張は以後も貫かれ，結局，両軍の朝鮮撤兵を約し交渉妥結をみるのである²⁸⁾。

我竹添公使ハ朝鮮国王再三ノ依頼ニ応シタル外，一モ為シタルコトナシ。又該国王ノ此ノ如キ依頼ハ正当ニシテ，秋毫モ違法ノ跡ヲ見ス。況シヤ事情切迫ノ場合ニ於テヲヤ。苟モ国王ノ懇請ナル以上ハ，復タ必シモ統理衙門ニ通告スル要ナシ。蓋シ一國ノ君主タルモノ勅命ヲ以テ之ヲ求ムルニ當リ，我竹添公使ハ交誼上必ス之ニ応セサルヲ得ス。當時，同公使ノ單一ノ目的ハ惟々王命ニ負カサルニ在リ。又我兵ハ公使館護衛ノ為メナリト雖モ，国王再三ノ求ニ応シ，王ノ一身ヲ保護セントシテ之ヲ率イテ王宮ニ入りタルハ，公法ニ照シ決シテ違法ノ所為ニ非ス²⁹⁾。

スチーブンスは，同年六月，宮中において勲三等旭日中綬章を授与された。この叙勲は，これまでの学説では，単に「条約改正予議会と条約改正会議に参画し」³⁰⁾「条約改正につき功労ありとして与えられたもの」³¹⁾とされている。け

25) ユネスコ東アジア文化研究センター編『資料 御雇外国人』小学館，昭和50年，476頁。

26) 梅渕昇『お雇い外国人——明治日本の脇役たち——』日本経済新聞社，昭和40年，87～88頁。

27) 申國柱「前掲書」281頁。

28) 「讀斯丁邊氏意見書」伊藤博文編『朝鮮交渉資料上巻』709頁。

参照，前掲『明治文化全集第6巻』所収「伊藤特派全権大使復命書」。

29) 同前書，252頁所収の1885年4月3日天津に於て李鴻章に談判する伊藤全権大使の言。

30) 今井庄次「前掲書」121頁。

31) 同前。

明治外交に尽した御雇い外国人スチーブンスのこと

れども、筆者は、叙上の如き甲申事変の際の対清政策決定に寄与する活動が特に評価された結果である、とみなしたい。この点、当時の公文録にも、次の如く記されている。

明治十八年五月十六日 内閣書記官

大政官雇独逸国人口エスレル始三名叙勲ノ事

大政官雇

勲二等 ヘルマン・ロエスレル

勲四等 ベートン・ジョードン

右ハ平素勉励且先般伊藤全権大使ニ隨從清国ニ出張シ格別勤勉以旁頭書ノ通叙勲可相成哉

外務省雇

勲三等 デ・ダブリウ・スチーブンス

右ハ平素勉励且先般井上全権大使ニ隨從朝鮮國ニ出張シ格別勤勉以旁頭書ノ通叙勲可相成哉³²⁾。

ちなみに、スチーブンスよりも二年早く雇入れられたデニソンが、勲三等に叙され旭日中綬章を授与されるのは、約三年後のことである³³⁾。

ところで、同年四月下旬に至り、外務省は条約改正新草案を列国へ送付し予備交渉を再開したが、井上外務卿は、ワシントンのデニソン及びローマのシーポルトを呼び戻し、条約改正に備えた³⁴⁾。そして、翌一八八六（明治十九）年五月から第一次伊藤内閣下で条約改正会議が一年三ヵ月余りにわたり二十七回開かれ、スチーブンスも、シーポルト、斎藤修一郎秘書官、ガビンス英國公使館書記官、フォサリウ仏国公使館通訳官らと共に、会議録起草のための書記局の一員として毎回出席したのである³⁵⁾。

けれども、主に討議の対象となった英独案すなわち裁判管轄条約案に対する

32) 国立公文書館所管の公文録。なお、これは、同年5月19日に裁可を仰ぎ、同月21日に賞勲局から御達案が出されている。併照、The New York Times, 1908年3月4日号第2面。これには「彼は、井上伯に従って朝鮮へ赴き、その際の功労に対し旭日勲三等の勲章を授与された」とある。

33) 参照、今井庄次「前掲書」206頁。

34) 今井庄次「前掲書」92頁。

35) 外務省監修、日本学術振興会編『条約改正経過概要』211頁。

獨協法學

反対が強まり、該会議は無期延期となった。この善後処置として、井上外相は、会議中止についての欧米諸国に対する了解工作を、シーボルトとスチーブンスに命じたのである。在米日本公使館参事官を肩書きとするスチーブンス宛の訓令は、井上が外相を辞任する一週間前の日付で出されており、次の如き内容である。

極秘 スチーブンス氏への内密の訓令

一八八七年九月十日、東京、外務省

貴下は、ワシントンの職場へ赴任することにより、特殊な任務に従事することを訓令された。貴下は、この特殊な任務を、他の職務と並行して遂行されるのであるが、その際、以下の諸点を厳守してもらいたい。

一、貴下は、常に分別をめぐらし秘密を守ってもらいたい。駐米日本公使は、貴下に委任した職務に関し、完全に承知しているでしょう。けれども、他の公使館員達がこれに気付かぬようにすることは重要です。

二、貴下は、ワシントン到着後直ちに、日本公使に対し条約改正会議中止の原因を報告してもらいたい。この主題に関し米国政府が抱くかもしないどんな失望感についてでも、論じることは特に望ましい。そして、条約改正会議進展の全体を知っている貴下は、この要望された目的達成のために必要とする十分な理由を、日本公使に対し最もよく提供できるでしょう。米国政府が、日本側の決定は政略の後退により生じた、と誤って信じる以上に不幸なことはありえない。それどころか、我々は、欧米國際社会の一員として受容されるために、全力をもって前進しようと思っている。けれども、我々は、他の諸国と対等の地位で受容されない限り、満足しないであろう。我々の法律改正と裁判所改革は、この地位に向う大きな一步となるであろう。

三、また、貴下は、ワシントンの日本公使に対し、一八八二年（筆者註、明治十五年）以後生じた事柄の一部始終、並びに条約改正問題の緩慢な進展と現在の争点に関し、十分に説明してほしい。

四、貴下は、外務大臣の命令に従つて、新聞記者や教育ある人々に対し影響を及ぼすねらいで、全米の報道界及び適当な人々とのつながりを確立してもらいたい。そして、このような関係を組織する最善の方法に関し、報告してほしい。

五、なお、その上に、貴下は、日本政府の諸問題や我々の政策と関連する全ての重要な問題、特に条約改正に関連する問題に関し、有力な政治家や官僚達と私的に独立して

明治外交に尽した御雇い外国人スチーブンスのこと

意見を交換する機会を見出すように努めてもらいたい。貴下は、このような機会を利用して、実際の状況を説明し、相手の人々の見解が可能な限り我々を支持するように努めてももらいたい。貴下は、外務大臣並びに駐米日本公使に対し、このような機会に取り交わした会話、並びに新聞を閲読して気づいた重要な事柄の全てを報告してほしい。

六、如何なる書簡でも遅れる虞れのある際には、何時でも外務大臣宛に暗号で電報してもらいたい。このような電報の費用は、日本公使館が完全に支払うであろう。

七、貴下は、ワシントンの日本公使館と常に協力して行動してもらいたい。同時に、貴下は、外務大臣に対し、自己の行動を絶えず告知してほしい。

以後の彼の在米日本公使館時代における勤務内容に関しては、例えば、陸奥宗光公使（一八八八年六月中旬から約一年半）の下で日米新条約締結のため尽力したり、星享公使（一八九六年六月下旬から約二年余り）の下で新関税法案通過阻止に努めるなど、前掲今井著などでかなり詳述されているので³⁷⁾、ほぼ省略する。彼は、以後十七年の間、時折来朝することはあったが、ワシントンで「幾多の俱楽部に属」しつづ³⁸⁾、日本帝国の「強力な代言人」として外交折衝に努めたのである³⁹⁾。

なお、青木、榎本、陸奥各外相当時、その執務ぶりが問題となる建野駐米公使⁴⁰⁾（一八九一年一月下旬から約三年半）就任直前のスチーブンスの井上馨宛書簡は、条約改正問題に関し井上の果した役割観などをも記しているので、次に掲げておきたい。

一八九一年一月三日 ワシントンにて

最近の郵便で貴方の建野氏を紹介した御手紙を拝受致しました。私は、建野氏が閣下の友人の一人であり、これにより私と建野氏との関係も大変愉快なものになる保障を得たことを非常にうれしく存じます。私が、彼の部下として職務を完遂する以外にも、彼のワシントン滞在を愉快なものとするため喜んで全力を尽すであろう、と閣下に告げることは希なことです。私が日本に関して抱く多くの幸せな憶い出の中で、閣下の御親切

36) 外務省編『条約改正関係日本外交文書追補』日本国際連合協会、昭和28年、119頁。なお、原文は英文である。

37) 他に、前掲の外務省監修『条約改正経過概要』258、369、400各頁など。

38) 報知新聞、明治41年3月25日号。

39) The Japan Weekly Mail, 1908年3月28日号。

40) 参照、今井庄次「前掲書」115頁。

程快いものはありません。そして、私は、全力をもって閣下に仕えることを、義務と同じく喜びでもある、と常に見なすでしょう。

私は、日本からの全てのニュースを非常な興味をもって読んでおりますが、条約改正の「やかましい問題」が今もなお国民の大きな関心を集めていることに気づきます。この問題が最終的に結着し、これに関する歴史が書かれる際には、閣下が最も面白を施すでしょう。閣下は、日本を結着可能な所にもってきた最初の人であり、世界の諸国民間で日本の権利を主張する最初の手段を講じた、という名誉を手に入れるでしょう。今述べました文章は、ビンガム氏のと非常に似ていますね。本当に実際似ています。そして、ビンガム氏自身がよく言いましたように「それについてはそれで全て」なのです。この話題は、少し以前、郵便物を読み思い出したのです。それは、閣下とのインタビューを載せた東京の新聞からの翻訳で、閣下が、条約改正をその一つとする明治時代の全ての誤りに責任があると考えられてきた、と語った旨書かれています。多分、閣下はこのように話されたでしょう。そして、もしそう為されたならば、現在の日本国民が一八八四～一八八五年（筆者註、明治十七～十八年）の諸交渉に関しどのように考えていても、閣下がその祖国に対し尽された有能かつ重要な奉仕を充分に認識する時代がやって来るでしょう。丁度、現在、充分に状況を知る人々が認識していると同じように……（以下省略）⁴¹⁾。

ところで、「彼は、この上なく快活な気質の人であり」「その見解と印象を生き生きと目のあたりに見るような言葉で表現する能力と共に、非凡な観察力をも有した」という⁴²⁾。この点、金子堅太郎によれば「演説は米国人として寧ろ得意の方にはあらざりしかど文章は頗る巧みなりし」⁴³⁾とみられ、また外務省の一高等官も「氏の交際振は流石に本場に人となりし人丈に円転滑脱の妙ありしのみならず其内自から實意の流露するものありき」⁴⁴⁾と述べている。

明治時代の外交、とくに職業外交官養成制度が未整備の明治初期の対外接渉や世論工作において、スチーブンスの果した役割は少なからぬものがあったのである。この点、近代日本の外交活動において、外交交渉能力、就中、英語による説得能力の占める役割は重要であったが、大正期以後も、ヴェルサイユ会

41) 井上馨関係文書第33冊所収、国立国会図書館憲政資料室所管。

42) The Japan Weekly Mail, 1908年3月28日号。

43) 金子堅太郎談話、東京日日新聞、明治41年3月29日号所載。

44) 同前紙。

明治外交に尽した御雇い外国人スチーブンスのこと

議などの場で、我国代表の英語による弁論能力が、例えば中国代表の顧維鈞 (Wellington Koo) 博士などに比し、一般に見劣りしたことはよく知られている⁴⁵⁾。

スチーブンスは、「日本及び日本人に対する眞の同情者」とみなされ⁴⁶⁾、「渾身日本人を以て目せられた」⁴⁷⁾のである。彼は、朝鮮人民に関しては、伊藤博文の「概シテ之ヲ云へハ、朝鮮国人無智昏蒙、政治ノ得失ニ至テハ能ク其弁スル所ニ非ス。朝鮮人中豈ニ能ク政治ノ改良ヲ謀リ、旧来ノ積弊ヲ一洗スルノ長計ヲ算画スルモノアランヤ」⁴⁸⁾と類似の考えを有したとみられ、「日露戦争前に於ては韓国は須らく日本政府の保護を待たざるべからざる事を揚言して米国諸新聞紙に其の議論を寄稿した」⁴⁹⁾という。彼は、朝鮮官吏の根本的な腐敗を慨歎する余り「保護より一步進むるにあらざれば到底同国をして改善扶掖する能はずとの意見」を抱くと共に、度々伊藤博文へ献策したともいう⁵⁰⁾。

一九〇四(明治三七)年八月、彼は、日本政府当局に二十二年間の職務勉励を認められて、勲一等(瑞宝章)に昇叙を予定されると共に、第一次日韓協約に基づく韓国外交顧問に擬された。日露戦争下の当時、彼は、公文録によれば「本邦へ来航シ同戦役ニ関スル問題ニ関シ諸般ノ調査ニ従事シ」⁵¹⁾、また露国側の米国紙操縦に対し主要紙の内容を分析して金子堅太郎へも報告してきたが⁵²⁾、この新職務を依頼されたのである。日本当局が、裏面における政務の指揮監督という重要職務の該顧問を外国人に限定したのは、「内外ニ対シ円滑ニ我目的ヲ達シ易カルヘシ」と考えたからである⁵³⁾。この人事の決定権は、勿論、日本外務省当局にあったが、この点、同年十二月末に調印された外交顧問傭聘契約書

45) 参照、坂野正高『現代外交の分析』東京大学出版会、1971年。 Ian Nish, "Japanese Foreign Policy, 1869-1942", Routledge & Kegan Paul, 1977.

46) The Japan Weekly Mail, 1908年4月4日号。

47) 大阪朝日新聞、明治41年3月28日号。

48) 1885年4月10日の伊藤の李鴻章への言「天津談判筆記第四」『明治文化全集第11卷』288頁所載。

49) 東京日日新聞、明治41年3月28日号。

50) 報知新聞、明治41年3月25日号。

51) 明治41年叙勲、外国人2巻4、国立公文書館所管。

52) 参照、スチーブンスの金子堅太郎宛書簡(明治37年8月10日付)、金子堅太郎文書、国立国会図書館憲政資料室所管。

の「第六条末段ニ帝国政府ノ推選取消ニ基ク本契約当然ノ解除ノ一項ヲ加ヘ」⁵⁴⁾。それは、林権助駐韓公使の小村外相に対する説明によれば「スチーブンス氏ト帝国政府トノ間ハ何等内密ノ協定可有之候處同氏ハ日本政府ノ官吏ニアラサルヲ以テ万一同氏渡韓後ノ行動ニシテ我利益ニ反スル事有之候場合ハ決局解約ノ制裁ヲ加フル外手段無之ト存シ」たからであった⁵⁵⁾。
(ママ)

当時のスチーブンスの心境に関し、金子堅太郎は次のように回想している。「日露戦役中余の米国に在るや氏特に書を寄せて其将に任に韓国に赴かんとするを報じ且つ曰く韓国に関しては余は一も知る所なく又た一人の知友をも有せず恰も闇黒界に入るの感ありて躊躇容易に決すること能はざりしが伊藤公、井上侯等平素の知遇に酬ゆるは今此時に在りと信するにより死を決して赴任せんとすと」⁵⁶⁾。

当時、韓国には、独立派と結ぶ反日勢力が存在したのである。そして、その愛國的啓蒙運動指導者の多くは、米国が最も布教・浸透に努めたキリスト教の信者であった。就中、ハルバート一派は、赴任するスチーブンスにとり一大脅威と認識されたであろう。メソジスト派の米人宣教師ハルバート(Homer B. Hulbert)は、當時四一歳でスチーブンスより十歳年少だが、学殖淵博、在韓宣教師中一頭地を抜いていた。彼は、既に二十三歳の時から王立の英語学校や師範学校の教師を勤め、韓国語を自由に操る言語者でしかも歴史学者、地理学者でもあり、“Comparative Grammar of Korean and Dravidian”; “A Search For The Siberian Klondike”; “The History of Korea”(一九〇五年、復刻版一九六二年); “The Passing of Korea”(一九〇六年、邦訳、岡田丈夫訳『朝鮮亡滅(上、下)』太平出版社、一九七三年)などを著わしている⁵⁷⁾。

彼は、朝鮮が独裁と腐敗を代表するロシアよりも文明と社会的進歩を代表する日本に傾倒すべきだ、と主張して日本を弁護してきたが、日露講和条約調印

53) 外務省編『日本外交文書(第37巻第1冊)』日本国際連合協会、昭和33年、352~353頁所収の「対韓施設綱領決定ノ件」(明治37年5月30日元老会議ニ於テ決定、同年同月31日閣議決定)。

54) 同前書、372頁。

55) 同前。

56) 金子堅太郎談話、東京日々新聞、明治41年3月29日号所載。

明治外交に尽した御雇い外国人スチーブンスのこと

直後の一九〇五年九月末に至り、朝鮮の文化と政治的統合の擁護者に急変したのである⁵⁸⁾。この点，“The Passing of Korea”的冒頭には次の如く記されている。「朝鮮国王陛下へささぐ。最も中傷され正義の失墜した時期に尊敬と不変の忠誠のしるとして。また、その国民精神が苦難に遭遇して奮い立ち“眠りは死に酷似している”けれども死自体でないことを証明するであろう時に、旧朝鮮が新朝鮮にとて代られるのを目撃しつつある朝鮮国民へ献呈する」。また、同書には次の如き個所もある。「金子男は、米国における教育運動の際、日本が、朝鮮を大規模に植民地化しようと意図しており、また朝鮮人を『劣等人種』と考えて両国民間の親密な関係に水をさすであろう、と我々に語った。これらは、重大な意義をもつ言葉であり、朝鮮人達は人間として取り扱われる筈だ、という日本の政治家達による見かけ倒しの言明と共に、述べられるべきである」(四六四頁)。「財務部新顧問の目賀田氏が秋に到着し、朝鮮の金融・財政状態を研究し始めた。朝鮮の財政は常に多少混乱状態であったから、これは良い前兆の筈であったが、我々の知る如く空前の災害を招いたのである。同年末、新たに外務部顧問に任命されたスチーブンス氏が職務に就いた。同氏の職務は目賀田氏よりも重要性が少なかったにも拘らず、韓国政府の外交関係は専ら日本のためを計って取り扱われることを約束した」(二一二頁)⁵⁹⁾。

韓国皇帝の高宗(李太王)は、ハルバートを通じ、一九〇五年の日韓保護条約の無効を米国政府に訴えると共に、彼の援助下で、一九〇七年六月のハーグ平和会議へ密使を派遣し、日本の侵略を訴えた。この事件を機に、日本当局は、同年七月、高宗を譲位させ、韓国の外交権を公に奪った第二次日韓協約(一九〇五年)に統いて、内政の実権を掌握する第三次日韓協約を締結したのである。この点、スチーブンスは、日露戦役中の貢献「及ヒ韓国顧問トシテ日韓協約締

57) 中塚明『近代日本と朝鮮』三省堂、昭和44年、93~94頁。H. B. Hulbert, “The Passing of Korea”, William Heinemann(London), 1906. H. B. Hulbert, “History of Korea” Vol. I, Routledge & K. Paul, 1962. 特に同書所収の Profile of H. B. Hulbert. 報知新聞、明治41年3月25日号。東京朝日新聞、明治41年3月29日号。併照、市川正明編『日韓外交史料8』原書房、1980年、68頁。

58) H. B. Hulbert, “History of Korea” Vol. I, P. ED 40, P. ED44.

59) なお、H. B. Hulbert, “The History of Korea” Vol. II, p. 372 でも同趣旨を述べている。

結ニ關シ帝国ノ為メニ盡力セル廉ヲ以テ明治四十年九月金八千円ヲ賜⁶⁰⁾ わっている。なお、ハーグから米国へ向ったハルバートは、以後四十二年間、韓国追放の身となり、講演やヘラルド紙への寄稿に努めていく⁶¹⁾。

当時、米国の一雑誌コスマポリタンの記述者は「今日韓国の政治を動かして敵味方となりて相争ひて風雲を捲き起せるは不思議にも二米人なり」と観察したという⁶²⁾。スチーブンスは、韓国赴任以後、「韓国の米人独裁者」⁶³⁾として知られるようになっていたのである。

また、スチーブンスは、対韓政策をめぐり反日の論陣を張る J・ロンドン (Jack London) や F・マッケンジー (Frederick A. McKenzie) らの著述家に対し「根強い憎悪」を抱いたであろう⁶⁴⁾。J・ロンドンは、サンフランシスコ生れの放浪的冒險家としても知られ、一九〇四年に日露戦争の報道員として日本、朝鮮、満州を訪れており、“The People of the Abyss”, “The Sea Wolf” (一九〇四年) など多数の著作を刊行している⁶⁵⁾。一方、F・マッケンジーは、一九〇四年、英國デイリー・メイル紙特派員として朝鮮を訪れた際、日本軍の蛮行を目撃し、以後, “From Tokyo to Tiflis” (一九〇五年), “The Unveiled East”(一九〇七年), “The Tragedy of Korea” (一九〇八年、復刻版一九六九年、邦訳、渡辺学訳『朝鮮の悲劇』平凡社、昭和47年), “Korea's Fight For Freedom” (一九二〇年、復刻版一九六〇年、邦訳、韓哲曦訳『朝鮮の自由のための闘い』太平出版社、1973年)などを著わしている⁶⁶⁾。両者は、対韓方針に関してスチーブンスを盛んに攻撃したが⁶⁷⁾、例えば、マーケンジーは次の如く記している。

60) 公文録（明治41年叙勲、外国人2巻4），国立公文書館所管。

61) 同前書, P. ED54~55. F. A. McKenzie, “The Tragedy of Korea”, London, 1908, p. 158. 山辺健太郎『日韓併合小史』岩波書店, 1966年, 190~199頁。大阪朝日新聞、明治41年3月29日号。

62) 東京朝日新聞、明治41年3月29日。

63) The New York Times, 1908年3月24日号。

64) The Japan Times, 1908年3月27日号。

65) 参照, who's who, 1905年版。

66) F. A. McKenzie, “The Tragedy of Korea”, Yonsei University Press, 1969, 編者の序文。

67) 参照、報知新聞、明治41年3月25日号。

明治外交に尽した御雇い外国人スチーブンスのこと

日本人達は彼らの大勢の顧問達を連れてきた。その中の一人は、外国人すなわち米人のスチーブンス氏であった。彼は、かつて日本外務省に相当長期間、勤務していたのである。彼は、名目だけの朝鮮政府雇いで、実際は、過去および現在において、多数の日本人自身よりも一層徹底した日本の官吏である⁶⁸⁾。

また、マッケンジーは、同書で、日本の朝鮮統治の恥部に目をつぶらず真実を米国政府に告げた駐鮮米国公使アレン博士召還のためにスチーブンスが暗躍したことほのめかしたり、一九〇六年に朝鮮を再訪した著者自身に対し、日本当局と取引をもつ小売商およびスチーブンス以外の在韓欧米人多数が、日本人の二年間の行状は極悪で黙過できぬ旨を語った、と述べている⁶⁹⁾。

なお、この外、日本当局から、ハルバートと共に「在韓外人中最モ我カ対韓施設ヲ非議シ日韓ノ交誼ヲ阻疑セムト努メタ」と目された英人ベツセル(Earne-st T. Bethell)もいる。彼は、一九〇五年八月以降、Korea Daily News(英字紙)や大韓毎日申報(漢字混じり韓文紙)を発行して日本を非難したが、対露政策上、日本の朝鮮支配を米国と同様に黙認する英國当局により、弾圧されるに至る⁷⁰⁾。

ところで、一九〇六(明治三九)年に入り、日露戦争で中止状態の米国への日本人移民が再開され、米国内における移民排斥運動は激化した。そして、この問題並びに日露戦争後の満州問題をめぐり、日米関係も一層緊迫した。このため、日本政府当局は、依然同政府雇の資格を保有するとみなすスチーブンスを兼任の形で在米大使館雇として対米工作に従事させるため、一九〇八(明治四一)年三月渡米させたのである⁷¹⁾。当時、彼は、親友の一人・米海軍省軍務局

68) 前掲 “The Tragedy of Korea”, p. 117。併照, “Korea’s Fight for Freedom”, pp. 86~87. なお、これら両書の邦訳もあるが、本稿叙述は原書に拠った。

69) 前掲 “The Tragedy of Korea” pp. 117~119.

70) 市川正明編『日韓外交史料8』原書房、1980年、55, 59, 68各頁、引用文は55頁。
山辺健太郎『日韓併合小史』岩波書店、1966年、216頁。

71) 参照、「米国ニ於テ本邦移民渡航制限並桑港排日運動ノ件」外務省編『日本外交文書(第39巻第2冊)』日本国際連合協会、昭和34年、所収。「小村外相の林権助公使宛機密第88号」同外交文書、第37巻第1冊、375頁、所収。今井庄次「前掲書」149~152頁。「明治41年3月25日付の外相林董によるスチーブンスへの旭日大綬章勲章下賜方願」『公文録(叙勲、外国人2巻4)』国立公文書館所管、所収。

獨協法学

長ブロンソン (W. H. Brownson) 海軍少将宛に返書 (一九〇七年十二月二四日付) を東京で認めているが、彼の日米関係観をよく表わしているので、長文ではあるけれども次に掲げておきたい。

御直披……(前略)……貴方は、勿論、ハンプトンロード (筆者註、Hampton Roads 米国ヴァージニア州東南の大西洋に面した海峡、海軍基地ニューポートニュースや軍港ノーフォークが附近に在る) からの艦隊の出航が日本で大勢の高官やジャーナリスト達による批評を生じた、と指摘されました。これら日本側の意見の表示は、米国の依頼に応じて引き出されたものであり、日本の到る所で表明されている見解を真に反映しています。

貴方は、この主題に関する日本人民の意見について、日本の新聞が最近静かになったと観、新聞の不注意な言説により害のみ為されるから、米国の新聞も同様の態度を探るように希望されました。人がこれ以上に眞実の言葉を語ったことはないでしょう。

けれども、歴史的正確を期すために、この完全に適切かつ自然な米国海軍政策の進展を最初当惑させた愚かな談話が、日本側から出たのではないことを記憶すべきであります。企図された艦隊の移動が最初議題にのせられた際に、盛んに流布した不安なうわさは、欧米側からのものであります。それらは、当然、米国の熱烈な愛國者達の不謹慎な言葉と共に、日本の新聞において繰り返されました。そして、これが、日本の一、二の煽情的な新聞により無礼に反ばくされるという結果を生じました。しかし、理知的な国民の意見を真に代表するような日本の新聞は、全体として平静以外の何ものでもなかったのであります。私は、この点も少し強調したいと思います。何故なら、艦隊の太平洋への移動告知が熱狂的愛国心の暴發で迎えられたということは、現在、単に懐旧的興味しか抱かれないが、その影響は猶残っており、貴方も明らかにそれを共有されているからです。日本に関し、これ以上に事実と異なるものはありません。前述の如く、米国政府のこの行動に意味づけられた敵意ある企図に関する臆測は、他の方面から生じました。これらの臆測は、日本で繰り返されましたが、懷疑心と驚愕をもって為されたのであります。これ以外でなければならぬ、という理由はありません。大部分の日本人民の米国に対する友情は、両国を最初相互に接近させたユニークな状況にその源をもつ、伝統的な感情であります。この感情は、米国の変わらない思いやりのある、また時には愛的な態度によって、異常な程度まで強められました。それは、外交関係の甘ったるい空言で通例表現されるよりも、一層深遠で純粋な感情であります。私は、これが、米国におい

明治外交に尽した御雇い外国人スチーブンスのこと

て、我々の外交関係に関し通常よく知っている人々の間においてさえも、完全に理解されているとは考えません。そして、私は、その他の大勢の米国人、とりわけフィリピン群島に居る人々が東洋史の初等課程を学べば利するであろう、と確信します。そうするならば、多分、彼らが「不思議な事態を想像する」傾向はもっと少なくなるでしょう。

最も慮るべきことは、大部分この無知によって、我々が東洋で有する最も貴重な財産すなわち日本人の心からの友情を、犠牲にするかもしれないことがあります。日本の政治的野心に関する全く根拠のない懸念は、東洋の我が大権益の発展を必らず阻害する態度を、我々に無意識にしかも確実に与らせるでしょう。この権益は、決して日本の権益と衝突するものではなく、両国間に現存する親密な諸関係の継続により、更に多くのものを獲得するでしょう。これは、日本人移民に関してとりうる処置に、特に当てはまります。貴方は、ある人々が要求しているようにみえる移民制限に関し、日本側が興奮して戦争を引き起す以外に戦争は起り得ない、と述べられました。貴方は、そのような戦争は何ら起らないだろうと、本当に安心してよいでしょう。しかし、貴方が言及される人々の望みと目的が、仮に日本人の感情や希望を考慮せずに追求されるならば、日本人民が、依然、今日と同様の心からの友好と我々の善意に対する大なる信頼を抱き続けるであろう、という期待は自己欺まんとなるでしょう。戦争は、大統領がいみじくも言わされたように、とても起りそうではなく、もし起すならば犯罪となりましょう。もっとよく告げ知らざるべき人々の間では、日本側が侵略され攻撃される以外の情況下でも、常に戦争を起しうる下心を持つと考えられていますが、このような下心は何ら存在しません。そして、このような侵略や攻撃もまたありそうにないのです。友好的関係を公に破ることさえも生じないでしょうが、日本における米国の影響力は消滅する程度まで少なくなるでしょう。そして、疑いもなく、国際関係の外面向的なよしみは猶顯著に観測されるでしょう。けれども、我々は、これまで日本の国事とのユニークな関連により与えられてきた有利な地歩を、享受できなくなるでしょう。そして、云うまでもなく、我々の親愛なる西欧の友人達の或る者は、この誤解を増大させるために、可能な限りのことを秘かに試みようとするでしょう。私は、過去数カ月間の諸事件が、両国を互いに反目させたいという彼らの欲望を明らかに示した、と考えます。私は、勿論、議会で移民排斥法案が成立した場合の、起りそうな結果について言っているのです。移民問題は、いやしくもこの問題に通じている者ならば誰でも知っているように、難問を生じさせました。けれども、両国にとって名誉ある解決は見出されるでしょう。そして、私は、両国が相互的和解と善意の精神で問題を処理できぬという充分な理由はないのだから、そのよう

獨協法學

な解決に到達するであろう、と確信しています。しかし、万一、議会が反抗し排斥法案を通過させるならば、どのような分量の砂糖であっても、その丸薬を甘くして日本人の味覚に合わせることは到底不可能になるでしょう。既述の如く、戦争は起らないでしょう。そして、フィリッピン群島やハワイ諸島は、これまで常にそうであったように、攻撃される心配はないでしょう。しかし、これまで日本の国際関係の顕著な特色の一つであった米国に対する暖かい好意は、冷い沈黙の壁に変化するでしょう。私は、これが将来多年にわたり継続することを、恐れるのです。

親愛なるブロンソンさん、もし私が、男のカサンドラの役（筆者註、Cassandraはホーマーの詩中の古代トロイの女予言者で、トロイの敗滅を予言するが決して信じられなかつた）を演じているように見えましたら、許して下さい。しかし、充分な理由があつてのことと、私を信じて下さい。御存知の昔のビンガム公使活動時代は、ベリーやタウンゼント・ハリスの時代からあまり離れていませんでした。そして、私は、彼ら偉人達の創ったきずなを見てきました。このきずなは、東洋の諸国中、最も進歩的かつ受容的なこの国への米国の利他的友情が度々証明されることにより、強化されました。同時に、私は、日本人民の側に、米国の政府と人民が、陳腐で形式的な外交的慣用の意味する以上の友人であり、日本人民の自然で正当な国家的抱負から生じた複雑な諸問題解決のために常に頼りうる誠実な友人である、という堅固な信念の成長するのを見てきました。それ故、全く利己的見地から見てさえも、我々の東洋における正当な大望の成就に非常に有用なこの感情の暖かさが、我々自身の行動により冷却されるのは、特に残念です。とりわけ、このような行動が、大部分、錯覚による危険を懸念して生じる場合は、残念なのです。しかし、これは、最悪の場合でも、忍耐と実用的良識の行使により、回避されうるのです。

貴方が、これらの事柄に関し、非常に強い関心を持っておられることを知っていますので、ちゅうちょせずに遠慮なく述べました。同時に、この手紙は、貴方が価値ありと考えられるならば、私的にどのように使用されてもかまいません。

間もなく御会いできることを祈りつつ

敬具⁷²⁾

ところが、スチーブンスは、サンフランシスコに到着直後の三月下旬、ワシントンへ向う途中で祖国の独立・自由を熱望する韓国人により狙撃され、二日後

72) 外務省編『日本外交文書（第41巻第1冊）』日本国際連合協会、昭和35年、826～829頁。

明治外交に尽した御雇い外国人スチーブンスのこと

に入院先の聖フランシス病院で死去した。この暗殺事件の直接的原因は、着米直後にスチーブンスの述べた日本の対韓政策の正当性に関する談話が新聞に掲載され，在米韓国人達を強く刺激したことである⁷³⁾。そして、次掲の新聞報道の如く、韓国に關し近代民族国家への道を否定したスチーブンスは、頻死の病床にあっても独立派からの非難にさらされねばならなかったのである。

ス氏頻死の床に在りて兇行者に諭す　スチーブンス氏と刺客鄭在寛（筆者註、張仁煥が正しい氏名である）の問答　三月二四日朝桑港に於てスチーブンス氏の狙撃せられて二三時間後、警吏は予審判事の命に依り、ス氏を収容せる病院に於て……臨床審問に及びしに鄭はス氏を睥睨して曰く　スチーブンスよ、貴様は多分總ての朝鮮人を殺害せむと為したるべし、貴様は實に日本の犬なり、而して韓国をば全然日本と同一物たらしめんとすは已まざりしならん是れ余の天誅を加へたる所以なり解せりや　之に対してス氏は苦しき息を吐きながら声断え々々に　汝、憚むべき無智文盲の小人よ余は汝の國にて汝の同胞のため三ヶ年間の勤労せり而して余は汝の同胞中に幾多断金刎頸の親友を有す、然れども今や汝が余を射たる故を以て余は爰に汝を責むる能はず、何となれば汝は蒙昧にして事理を了解する事能はざる者なればなり、唯た余は汝が此の暴行を敢てしたる事の大過失なりしを發見する日の來らん事を望むのみ　と答へたりと⁷⁴⁾。

彼は、外務大臣及び伊藤博文（韓國統監）宛の英文遺書を残していた。両遺書は、次掲の如くいずれも故国に在る姉妹二人に対する思いやりから生じている。

「スチーヴンス」ヨリ外務大臣宛書状

一九〇五年四月、京城にて

東京の日本帝国外務大臣へ

閣下

この書翰は、小生が京城における現職のまま万一死亡した際に、閣下が閲讀されるために書いたものです。小生は、小生に全くたよって生活してきたキャサリン・スチーブンス (Katherine D. Stevens) 及びローズ・スチーブンスの (Rose Stevens) 両姉妹を残していることを伝えたいのにすぎません。彼女達以外に、小生が時折援助してきた家族の者達も居りますけれども。小生は、遺産はありませんが、全てキャサリンと

73) 参照、同前書所収「韓国外交顧問スチーヴンス遭難一件」。今井庄次「前掲書」154頁。前掲『日韓外交史料 8』59頁。

74) 報知新聞、明治41年4月11日号。併照、外務省編『日本外交文書（第41巻第1冊）』843頁。

獨協法學

病弱なローズへ贈ります。

日本帝国政府は、常にこれまで最も自由に小生を遇してきましたし、小生が要求したいのは何もありません。けれども、仮に、小生の二十二年にわたる勤務を考慮され幾ばくかを小生の姉妹に与えられるならば、それは能う限り日本の利益増大のため絶えず尽力した人に頼ってきたがその死により窮迫した者達への、奥ゆかしい寛大な配慮であります。

敬具⁷⁵⁾

三月二十九日京城小松統監府外務部長代理發古谷統監秘書官宛來電 「スチーブンス」
ヨリ伊藤統監宛書翰

伊藤公へ

小生は、小生に全くたよって生活している二人の姉妹を有し、小生が死ねば彼女達は窮迫した情況に置かれるでしょう。小生は、仮に生き永らえ韓国へ戻り同國との關係も終結したならば、贈り物を頂くことになるでしょう。小生死去の場合、願わくば、閣下が小生の姉妹達へ幾ばくかの給与金を与えるよう指示なさらんことを。小生は、閣下の見る所では小生の功勞がこのような要求に価する、と信じます。

スチーブンス

京城にて、一九〇七年十二月七日⁷⁶⁾

スチーブンスのその姉妹に対する愛情の濃やかなことは、日本外務省内で古くから知られていた。この点、例えば、日清戦争下の一八九五(明治二八)年二月、彼は陸奥外相宛のチリ軍艦エスマルダ号購入に関する私信中に次の如く述べている。「この冬の間中、小生の姉妹と小生は、異なる時期ではありましたが、重病にかかりました。そして、キャサリンは今も猶病氣です。私達は、償うことの非常に困難な損失を経験し、皆元気がありません」⁷⁷⁾

彼の横死直後、外務省の一高等官は、次のように回想している。

スチーブンス氏の性行は、一言以て之を蔽へば、撲實敦厚にして何等の癖をも有せざる人物と云ふの外なく、随って其の職務上偉大なる功績ありしを認むる外、格別是と云ふ逸話もなく、又曾て伝聞せしこともなし。兎も角、廿六年の長日月間、終始一日の如

75) 外務省編『日本外交文書(第41巻第1冊)』825頁。

76) 同前書、824頁。

77) 参照、今井庄次「前掲書」126頁。

明治外交に尽した御雇い外国人スチーブンスのこと

く帝国政府に仕へて恪勤済る所なかりしは、氏と交際せし人々の皆推重措く能はざりし所にて、所謂醇乎として醇なるものとは斯かる人物をこそ謂ふならんか……(中略)……只茲に特筆すべき一事は、其独身生活の理由是れなり。氏の死に至る迄独身生活を遂げしは、宗教上若くは學問上等の信条により來りしに非ずして、實に故山に在る老母の教養と二人の愛妹(尚未結婚者なりと聞けり)に対する愛情の、結婚に依りて或は幾分の削減を見る如きことなからんことを慮りしに因れるものにて、殊に其親思ひの情の厚かりしは、談北堂の事に及べば忽ち眷恋の情に堪へざるものゝ如くなりしに見ても知るべし。自己本位の米国人にして、斯くの如し。此の一事は、以て如何に故人の性情が忠忱敦厚なりしかをも、想察するに足るものあるべし⁷⁸⁾。

スチーブンスが遺言で望んだ如く、遺族特別賜金として、日本政府より十五万円、韓国政府より五万円が贈られた。なお、死亡前日に、天皇の御輦念や貴族院議長・衆議院議員一同の御見舞が打電され、死亡当日付で、旭日大綬章も授与されている⁷⁹⁾。

葬儀は、ワシントンのエピスコパル派の教会で四月八日に行われたが、次の如く報道されている。

ス氏葬儀(八日華盛頓特派員発) 八日午後二時半セント・ジョンズ教会にてスチーブンス氏の葬式あり。高平大使之を主宰し國務卿ルート氏、上院議員ロングウォース氏外約二百名会葬せり。教会にて式を終りウォーク丘墓地に埋葬せしは午後四時なりし。ス氏の死に就きては外交社会の批評紛々たり⁸⁰⁾。

なお、ローズベルト大統領もスチーブンスの死去を知って激しい悔恨の意を表したといわれ、葬儀に花輪を届けている⁸¹⁾。

その後、京城では追悼会、また東京では追悼鎮魂祭も催された。当時、第一次西園寺内閣陸相の寺内正毅は、その日記に次の如く記している。

(明治四一年四月十八日) 十時半ヨリ築地聖三一会堂ニテ催フセル故スチーブンス氏ノ追弔会ニ列ス。氏ハ米人ニシテ久シク韓國政府ニ雇傭セラレ、我日本政府ノ忠僕ト為リ尽瘁スル所多シ。曩ニ米国ニ帰省シカ柔港ニ於テ韓人ノ為メ狙撃セラレ遂ニ横死ヲ

78) 某外務高等官の談話、東京朝日新聞、明治41年3月30日号所載。句読点は筆者。

79) 外務省編『日本外交文書(第41巻第1冊)』82~83、819~820頁。併照、公文録(明治41年叙勲、外国人2巻4)、国立公文書館所管。

80) 東京朝日新聞、明治41年4月11日号所載。同前外交文書、834頁。

81) The Japan Weekly Mail 1908年、4月4日号。

獨協法學

遂ケタリ。我政府其遺族ニ十五万円ヲ贈リ弔慰セリ。予亦数年来同氏ヲ知レリ。好人物誠ニ痛惜ニ不堪⁸²⁾。

最後に、内外諸新聞の反響をみておきたい。ニューヨーク・タイムスは、次の如く報じている。

スチーブンス氏は一貫して忠節な米国人であった。彼は、日米関係を堅く結びつけることが、米国の極東に対する影響力を増大させ、日本の平和と利益を保障することになる、と確信した。最近の移民に関する交渉において、スチーブンス氏は大きな影響力を振った。彼は、日本移民の完全な中止を勧告し、最も厳しい取締りを行うように主張した。彼は、これらの見解を押しつけ、結局、受け入れさせたのである。また、スチーブンス氏は、日本が事実上の併合なしに韓国を統御するならば、窮屈的に同國の歴代の腐敗による影響を矯正することになる、と信じた。彼は、韓国の旧体制と連絡してその存続を主張する全ての要素に対し、強く反対した。そして、彼は、この見解を、外国人、韓国人、日本人を問わず何人に対しても、率直に表明した。彼が、この時期にワシントンを訪問するのは、米国政府に対しその見解を述べるためであった⁸³⁾。

スチーブンスに関する評価は、国内紙の方が、次掲の例の如く、一般に極めて高い。「日本に対してはデニソン氏と並び称せられたる功労者」(報知新聞)⁸⁴⁾。「彼の名前は、デニソンの名前と共に、日本がこれまで有しました将来持ちそうな最も善良で役立つ二友人中の一人として、特記する価値がある」(Japan Weekly Mail)⁸⁵⁾。「彼を失うことは、ほとんど国家的災難に等しいであろう」(同前紙)⁸⁶⁾。

但し、国内紙の中でも、朝日新聞は、次のように、社説で統監政治を批判的にみなした。

統監政治の不振　スチーブンス氏が日韓協約の犠牲となりしは、真に氣の毒の至りなり。これといふも強ち兇徒のみを責むべくもあらず、実は統監政治不振の責なり。形式の整備に汲々たる外、未だ何等の実績を挙げたるを見ず、……（中略）……京城に正義

82) 山本四郎編『寺内正毅日記1900～1918』京都女子大学、1980年、441頁。

83) 1908年3月27日号、第3面。

84) 明治41年3月25日号。

85) 1908年4月4日号。

86) 1908年3月28日号。

明治外交に尽した御雇い外国人スチーブンスのこと

軍同盟会なるものもありて、頗る勢力あり、最も排日に力むと。……(中略)……(韓国)を蠢動せしむるは、蠢動せしむるもの罪なり。吾人は之を統監政治の不振に帰す。スチーブンス氏、若し自ら統監政治の今日を来せしとせば、今日の事、自業自得のみ⁸⁷⁾。

一方、外国紙、就中、米国の諸新聞は、一般に韓国独立派の存在を認め、その主張を掲載するものもみられた。そして、韓国独立派に近いサンフランシスコ・コール紙 (The San Francisco Call) は、韓国人によるスチーブンス暗殺のような革命的反日運動の試みは十中八、九再発するであろう、とも述べたのである⁸⁸⁾。実際、翌一九〇九(明治四二)年十月下旬、初代統監伊藤博文がハルピン駅頭で射殺された。更に、同年暮、第二次日韓協約(保護条約、一九〇五年)の締結に同意し、更に第三次同条約(一九〇七年)に首相として調印した李完用も、刺客に襲われた⁸⁹⁾。

この直後の一九一〇(明治四三)年一月、日韓併合を促進する内田良平は、築摩清一郎から、反目的愛國団体大韓協会の顧問・大垣丈夫が「印刷に附し発表せんとする意見書は左の如し、御笑い草迄に」と、次掲の如き内容を報告されている⁹⁰⁾。

合邦反対の理由 我国人にして、何の必要ありて有利の保護政策を棄て、強て不利の合邦実行を提唱せんとするや、解すべからざるなり。若し兎行の続出に由て一概に国情陥惡の結果なりと速断するものあらば、是れ大なる謬想と云はざるべからず。彼のスチーブンス氏と云ひ、伊藤公爵と云ひ、並に李完用氏と云ひ、其遭難は孰れも韓人の兎行に相違なしと雖も、兎行者は悉く治外に住居する乱民にして、韓国の現状と懸隔せる思想を有する者なるを知らざるべからず、浦塙斯徳に韓人同義会なるものあり。会員(三四十名)曾てスチーブンス氏を暗殺し、米国監獄を脱走したる圓(円)明雲、海牙国平和會議に出掛けたる連中、及び五年前軍部大臣李根澤氏を刺して逃亡し、王世東と変名

87) 大阪朝日新聞、明治41年3月31日号。

88) 参照、The Japan Weekly Mail, 1908年3月28日号。

89) 黒龍会編『日韓合邦秘史(下巻)』原書房、昭和41年、492頁。金達寿『朝鮮』岩波書店、昭和33年、117頁。

90) 黒龍会編『前掲書』488頁。なお、前掲『日韓外交史料8』318頁には「大韓協会ハ日韓合邦問題ニ対シ絶対ニ反対ノ意向ヲ有スルモノニアラスシテ単ニ當時ヲ以テ時機ニアラスト為スノミニシテ早晚其ノ機運ニ逢著スヘキヲ期スルモノナリ」とある。

獨協法學

する者等、悉く彼の徒に属す。伊藤公爵を狙撃したる安應七（一名安重根）は、実に其牛耳を執り、李完用氏を刺したる李在明も其一人にして、熟れも常に治外に居住す（…以下省略…）⁹¹⁾。

このような反対にもかかわらず、同年八月下旬、朝鮮総監（兼陸相）寺内正毅と李完用間で韓国併合に関する条約が調印された。この点、叙上の如く、スチーブンスは、所謂「利益線」の焦点となる朝鮮との関連においても、外交政策形成に寄与する程の役割を演じたのであった。そして、併合以後、日本の三十六年にもわたるすぐれて軍事的な朝鮮支配が続き、民族国家への動きは弾圧されるのである。（以上）

91) 黒龍会編「同前書」、491～492頁。